

郡山市下水道工事指定店等の違反行為に対する取扱要綱

平成 31 年 3 月 28 日制定

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[上下水道局営業課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、郡山市下水道条例（昭和 45 年郡山市条例第 34 号。（以下「条例」という。）第 21 条の 9 第 2 項の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、適正かつ公平に判断するために設置する郡山市下水道工事指定店違反行為審査会（以下「審査会」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の報告)

- 第 2 条 職員は、条例第 21 条の 9 第 1 項各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは、その事実を確認し、速やかに営業課長へ報告しなければならない。
- 2 営業課長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに違反行為報告書（第 1 号様式）を作成し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ報告しなければならない。

(設置)

第 3 条 指定店の違反行為を適正かつ公平に判断するため、郡山市下水道工事指定店違反行為審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査内容)

第 4 条 審査会は、次の事項を審査する。

- (1)指定店の違反行為の内容
- (2)違反行為が発生した原因
- (3)責任技術者の関与その他必要な事項

(組織)

- 第 5 条 審査会は、会長、副会長その他の委員をもって組織する。
- 2 会長には上下水道局長、副会長には上下水道局次長をもって充てる。
 - 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 委員は、上下水道局各課長及び管理者が指名する者をもって充てる。

(会議)

- 第 6 条 審査会の会議においては、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、当該指定店その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(処分の基準)

第8条 指定店が違反行為を行った場合は、過去の違反行為回数に基づいて、違反行為毎に違反行為に関する種類と違反回数による違反点数(別表第1。以下「点数表」という。)により排水設備確認申請1件毎に違反点数を算出し、過去の合計点数と合算して、その点数を違反点数による指定取り消し等処分基準(別表第2。以下「処分基準」という。)により行うものとする。ただし、指定店に対する措置として指定の停止のみの定めがある場合であっても該当違反行為の程度が指定店としての信用を著しく損ねた場合又は公共下水道を損壊し、若しくは汚水の流下を大きく妨げた場合は、指定の取り消しを行うことができる。

2 複数の違反行為が同時に発覚し、それらの報告が一度にあった場合は、それぞれ同一の違反回数とみなす。ただし、それぞれの違反行為の事実発生日を比較し3年以上など著しく期間が離れている場合は、この限りでない。

3 過去の違反行為の起算期間は、指定停止の処分を受けその期間を満了した日か、その他の処分を受けた最後の日から2年を満了した日とする。

4 上記の違反回数は、起算期間内において行った違反行為の回数を累積する。

5 責任技術者が違反行為に関する種類と違反回数による違反点数(別表第3)に掲げる違反行為をしたときは、同表に基づいて違反点数を算出し、過去の合計点数と合算して、その点数を違反点数による技術者取消等処分基準(別表第4)により処分内容を決定するものとする。ただし、責任技術者に対する措置として効力の停止のみの定めがある場合であっても該当違反行為の程度が指定店及び責任技術者としての信用を著しく損ねた場合又は公共下水道を損壊し又は汚水の流下を大きく妨げた場合は、責任技術者の登録を取り消す内容とするものとする。

6 複数の違反行為が同時に発覚し、それらの報告が一度にあった場合は、それぞれ同一の違反回数とみなす。ただし、それぞれの違反行為の事実発生日を比較し著しく期間が離れている場合は、この限りでない。

7 過去の違反行為の起算期間は、指定停止の処分を受けその期間を満了した日か、その他の処分を受けた最後の日から2年を満了した日とする。

8 上記の違反回数は、起算期間内において行った違反行為の回数を累積する。

(会議の報告)

第9条 審査会は、会議の結果を管理者に報告するものとする。

(聴聞の実施)

第10条 会長は、審査会の審査結果を管理者に報告しなければならない。

2 審査会に先立ち、行政手続法(平成5年法律第88号)及び郡山市行政手続条例(平成8年郡山市条例第6号)に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該指定店

に対して聴聞の手続きを行うこととする。

(処分の通知)

第 11 条 管理者は、審査会による会議の結果を受け、処分の決定をしたときは、当該指定店に対し、速やかに郡山市下水道工事指定店処分決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

2 管理者は、審査会による責任技術者の審査結果を受け、違反の内容を決定したときは、当該責任技術者に対し、速やかに責任技術者違反事項決定通知書（第 3 号様式）により、通知する。

3 管理者は、責任技術者に対し、処分等の必要があると認めるときは、公益財団法人福島県下水道公社に対し、処分等の必要な旨を速やかに通知するものとする。

(処分の減免)

第 12 条 管理者は、違反行為の内容がやむを得ない事情によるもの等と認められた場合は、処分の内容又は、違反点数を減じ、又は免ずることができる。

(処分の効力)

第 13 条 指定の停止を受けた指定店（以下「被停止処分指定店」という。）は、その停止期間中は下水道及び排水設備に係る一切の工事の施工をしてはならない。ただし、第 11 条による通知日前に被停止処分指定店が着手している工事に関しては、管理者が承認したものに限り、施工することができる。

2 指定の取り消しを受けた指定店（以下「被取消処分指定店」という。）は、第 11 条による通知の日から下水道及び排水設備に係る一切の工事の施工をしてはならない。

(被停止処分指定店及び被取消処分指定店の指定申請)

第 14 条 被停止処分指定店は、条例第 21 条の 7 による継続指定の満了の日が、指定停止期間の場合であっても継続指定の申請をすることができる。

2 被取消処分指定店が再び指定を受けようとするときは、新たに指定を受けようとする場合と同様とする。

(庶務)

第 15 条 庶務は、上下水道局営業課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 郡山市下水道工事指定店の指定の停止及び取消しの基準を定める要綱(平成 29 年 4 月 1 日制定)及び郡山市下水道工事指定店違反行為審査会要綱(平成 29 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に郡山市下水道工事指定店の指定の停止及び取消しの基準を定める要綱の規定に基づき決定された処分及び違反点数は、この要綱の相当規定に基づき決定された処分及び違反点数とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に郡山市下水道工事指定店違反行為審査会要綱の規定に基づき審査された事案は、この要綱の規定に基づき審査された事案とみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

違反行為に関する種類と違反回数による違反点数

区 分	違反行為の内容	違反点数		
		1回目	2回目	3回以上
1	条例第4条並びに規程第3条及び第4条に規定する排水設備の接続方法に違反した場合	5	7	10
2	条例第6条に規定する排水設備等の計画の確認を受けずに排水設備工事を施工した場合	5	7	10
3	条例第8条に規定する届を提出せず、完了検査を受けなかった場合	2	3	5
4	条例第11条に規定する使用開始届の提出を怠った場合	3	5	8
5	条例第17条に規定する許可を受けずに施工した場合	5	7	10
6	規程第33条に規定する工事指定店の義務を遵守しなかった場合	3	5	8
7	規程第34条に規定する異動の届出を怠った場合	1	1	1
8	工事完了検査に立ち会わなかった場合	1	1	2
9	その他工事指定店としてふさわしくない行為があった場合	3	5	8

備考 違反行為の態様が著しく悪質と判断された場合、違反点数を上位回に該当させることができる。

別表第2(第8条関係)

違反点数による指定取り消し等処分基準

区分	違反点数	処分内容
1	違反点数が10点以下の場合	文書による注意
2	違反点数が11点以上16点未満の場合	指定停止 1月
3	違反点数が16点以上21点未満の場合	指定停止 3月
4	違反点数が21点以上26点未満の場合	指定停止 6月
5	違反点数が26点以上の場合	指定の取消し
6	指定停止期間中に工事を施工した場合	
7	違反行為により著しく住民の生命、財産若しくは公共下水道に損害を及ぼした場合	
8	郡山市下水道工事指定店の要件を欠いた場合	
9	違反行為に対する改善命令、指導に従わなかった場合	

別表第3(第8条関係)

違反行為に関する種類と違反回数による違反点数

区分	違反行為の内容	違反点数		
		1回目	2回目	3回以上
1	条例第4条並びに規程第3条及び第4条に規定する排水設備の接続方法に違反した場合	5	7	10
2	条例第6条に規定する排水設備等の計画の確認を受けずに排水設備工事を施工した場合	5	7	10
3	条例第17条に規定する許可を受けずに施工した場合	5	7	10
4	条例第21条の5に規定する指定店に属さず、条例第6条の確認を受けずに排水設備工事を施工した場合	7	10	13
5	その他責任技術者としてふさわしくない行為があった場合	3	5	8

備考 違反行為の態様が著しく悪質と判断された場合、違反点数を上位回に該当させることができる。

別表第4(第8条関係)

違反点数による指定取り消し等処分基準

区分	違反点数	処分内容
1	違反点数が10点以下の場合	文書による注意
2	違反点数が11点以上16点未満の場合	効力停止 1月
3	違反点数が16点以上21点未満の場合	効力停止 3月
4	違反点数が21点以上26点未満の場合	効力停止 6月
5	効力停止期間中に工事を施工した場合	責任技術者の取消し
6	違反行為により著しく住民の生命、財産若しくは公共下水道に損害を及ぼした場合	
7	責任技術者の要件を欠いた場合	
8	違反行為に対する改善命令、指導に従わなかった場合	